

# 病床や人材を法的強制力により確保するための法改正に反対し 医師・看護師の大幅増員を求める声明

2021年11月18日

日本医療労働組合連合会 中央執行委員会

総選挙結果を受けた11月1日の会見で岸田首相は、当面の新型コロナ対応を説明し、感染症危機管理の抜本的強化と司令塔組織の創設に取り組むと表明し、9月28日政府対策本部決定を受けた報道によれば、政府は、緊急時に病床や人材を確保できるよう、強制力のある新たな措置を設ける方向で、感染症法を改正する検討に入ったとされている。しかし、政府が、第5波の多大な犠牲を真摯に受け止め反省するなら、まず、社会保障費抑制路線と医療提供体制改革を中止し、医師・看護師大幅増員に舵を切るべきである。

新型コロナ感染「第5波」では、病床はひっ迫し、保健所は機能マヒに陥って、入院できず亡くなる在宅死亡が8月250人、9月117人にも上り、生存権保障と国の責務を明記した憲法下で皆保険体制を構築してきた我が国において「必要な医療が受けられない」状況に陥り、あってはならない痛恨の事態をまねいてきた。

しかも、そもそも、この第5波は、政府専門家会議の警告すら無視して五輪を開催し、災害レベルの感染を広げる結果となったものであり、まぎれもなく、政府によりもたらされた「人災」である。

また、長年にわたる社会保障抑制政策の下、感染症危機に極めて脆弱な医療・公衆衛生体制をつくり出し、さらに、パンデミックに直面して尚、医療や保健所の本格的な強化に手を付けずにきたことが、被害の拡大にいつそう拍車をかけたことも明白である。

ところが、8月の会見で菅首相（当時）は、死者数などを諸外国と比較して政府の対策は機能していると強弁し、病床が逼迫するや「原則自宅療養」を打ち出し、いのちの危機すら自己責任・自助努力を強いてきた。何より守るべき国民のいのちを軽んじた政府の姿勢に対し、我々は、改めて満身の怒りを以って抗議する。

第5波の「あってはならない事態」をまねいた最大の元凶は、長年にわたる政府の社会保障費抑制路線にある。何より、この間の新自由主義を貫徹した社会保障費抑制路線を根本から改めるべきである。

しかし政府は、医療費抑制のための改革を進める姿勢を全く変えることなく、医療法等一部改正を通常国会で強行した。地域医療構想と医師の偏在対策と働き方改革を「三位一体」で推進する政府方針は、コロナ禍で困難に陥る医療機関の運営と経営の今後をいつそう不透明にしている。その一方で政府は、医療現場にコロナ病床やワクチン体制の確保を求め、さらに、感染症法を改正し、病床確保要請に応じなければペナルティーを科す仕組みを構築して、8月には国と東京都が都内医療機関に病床確保を改めて要請した。しかるに結果は、わずか150床増にとどまり、圧倒的マンパワー不足と、再編・削減を突き付けながら強制力で病床確保をはかろうとする事の限界と不合理さを示した。政府・財界は、病床過剰や非効率が問題だとし、再編が必要という論調を強めているが、急性期病床や医師・看護師の削減や増員抑制を進める再編政策を推進しても、感染症に脆弱な我が国の医療体制の根本的問題はいつさい解決しない。今、必要なことは、提供体制改革を中止し、医師・看護師の大幅増員へと舵を切り、医療機関の損失を補填して提供体制の拡充・強化を図ることである。

政府は、新たな法的強制力による病床や人材確保を検討するとしているが、今でも感染症に脆弱な医療体制を「三位一体」改革でさらに削減・効率化し、他方で、法的強制力で感染症医療を確保しようとする姿勢は、両者の矛盾を現場と患者・国民の更なる犠牲で押し切ろうというものにほかならず、その姿勢は、公衆衛生に責任を負う国として無責任極まりないばかりか、その手法は有事法制発動下の中央集権的総動員体制をも想起させるものであり、何より、この間の政府自らの失政に対する反省が微塵も感じられない。

医療法改正により、感染症拡大に備え病床や人材の確保を医療計画に位置付け、他方、同時に「三位一体改革」を推進する「第8次医療計画」の具体化が進められているが、政府が検討する新たな法的強制力をとまなう措置は、この第8次計画の布石であり、平時に医療の効率化を推進し、有事は強力な司令塔のもと法的措置により医療資源の供出を現場に強いて感染爆発に対処する仕組みを、惨事便乗型でこの機に構築していこうとするものである。しかし、「感染のフェーズに応じた機動的な対応」は、第5波の数多くの犠牲により非現実的であることが図らずも示されてきた。しかも今後、さらに病床を削減し、医師・看護師の増員を抑制すれば、いつそう深刻な「犠牲」が避けられない。「平時の効率化推進、有事の機動的対応」を掲げ続ける政府の姿勢には、第5波への根源的な反省が皆無であると言わざるを得ず、その姿勢も施策も断じて認められない。

法改正による新たな強制力により病床や人材を確保する法改正を進める前に、政府が行うべきは、医師・看護師など医療人材の大幅増員に舵を切り、提供体制改革を中止して、今後の新興・再興感染症パンデミックに耐えうる十分な余力を平時から確保する提供体制を改めて構想しなおすことである。

感染症法の改正議論を進める前に、「救える命が救えない」事態をまねいてきたことへの政府としての猛省と、提供体制改革の即時中止、医師・看護師大幅増員への転換を強く求める。

以上